

奈良県公報

目次

ページ

〇救急病院の申出の撤回(医務課)	一	〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	三
〇土地改良事業計画の適否決定(耕地課)	一	〇開発行為に関する工事の完了(建築課)	三
〇土地改良事業の工事完了届(耕地課)	一	〇右同	二
〇道路の位置指定(建築課)	二	〇右同	三
〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	二	〇右同	四
		〇監査結果公告	四
		〇監査委員公告	四

告示

奈良県告示第四百九十七号

次に掲げる病院から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	申出撤回日
----	-----	-------

生駒総合病院

生駒市山崎新町二番二〇号

平成十六年十二月二十八日

奈良県告示第四百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十七年一月十二日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
広陵町長 平岡 仁	水と農地活用促進事業 (頭首工整備) 中地区	平成十七年一月二十四日から同年 二月十四日まで 広陵町役場

奈良県告示第四百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定により、次のとおり月ヶ瀬村営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿本善也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
月ヶ瀬村長 窪田 幹藏	水と農地活用 促進事業(農)	平成十六年一月 二十一日	桃香野 地区	平成十五年 度から平成	平成十六年 十二月二十

道整備)				
			十六年度ま	日
			で	

奈良県告示第五百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県奈良土木事務所長から報告があった。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年十二月十六日現在の地番による。）
天理市中町九六番地ノ一の一部
- 二 申請者氏名 株式会社ヒラサワ住宅 代表取締役 金岡正樹
- 三 申請者住所 奈良市あやめ池北二丁目四一―一五
- 四 道路の幅員 四・八〇メートル
- 五 道路の延長 三〇・六二メートル
- 六 指定年月日 平成十六年十二月二十二日
- 七 指定番号 奈土第一六〇一号

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年十二月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人奈良てんとう虫の会

三 代表者の氏名
藤本孝幸

四 主たる事務所の所在地
奈良市古市町一二四七番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、全世界の国民に対して、災害等による復興への自立支援を行うために救済物資の輸送事業を行い、災害救援の支援に寄与することを目的とし、併せて、主に奈良県住民に対して地域社会の環境美化・児童生徒の学校登下校安全確保に関する事業を実施しながら、良好な地域社会の建設に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年十二月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人雑草の会
- 三 代表者の氏名
吉嶋栄春
- 四 主たる事務所の所在地
大和郡山市泉原町六二番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、奈良県大和郡山市及び他の地域の悩みを抱える人を中心に、現在社会問題となっている、うつ、ひきこもりなど、心に問題をかかえるために起こる、不登校、いじめ、家庭内暴力などの問題に対して、本人及びその両親をはじめとするまわりの方々からの相談を受け、問題解決へのアドバイス、サポート等により、心の問題や人権問題で悩んでおられる人々の一人でも多くの方への支援に関する事業を行い、

住み良い社会の確立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートセンターはあと

三 代表者の氏名

菊山礼子

四 主たる事務所の所在地

大和郡山市小泉町三三五七番地の七

五 定款に記載された目的

この法人は、県内に生活する全ての障害者（児）に対し、情報提供、相談、生活支援等に関する事業を行うことにより、地域の障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木建築課において閲覧できます。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十三年六月十八日第六六一一四六号

平成十四年一月二十一日第六六一一四六一一四号

平成十四年九月三十日第六六一一四六一二二号

平成十五年六月三日第六六一一四六一三三号

平成十六年十月二十一日第六六一一四六一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月十三日第六六一六五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年一月十三日第三九二六号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市穴虫二八六八番地ノ一、二八六八番地ノ二、二八六八番地ノ四の一部、二八六九番地の一部、二八七〇番地ノ一、二八七〇番地ノ四及び二八七一番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市志紀町一丁目一八番地

平川商事株式会社 代表取締役 平川晴基

五 公共施設の種別、位置及び区域

道路 香芝市穴虫二八六八番地ノ一、二八六八番地ノ二、二八六八番地ノ四、二八六九番地、二八七〇番地ノ一、二八七〇番地ノ四及び二八七一番地ノ一の各一部

公園 香芝市穴虫二八六八番地ノ一、二八七〇番地ノ一、二八七〇番地ノ四及び二八七一番地ノ一の各一部

下水道 香芝市穴虫二八六八番地ノ一、二八六八番地ノ二、二八六八番地ノ四、二八七〇番地ノ一、二八七〇番地ノ四及び二八七一番地ノ一の各一部

緑地 香芝市穴虫二八六八番地ノ一、二八六八番地ノ二、二八六八番地ノ四及び二八七一番地ノ一の各一部

水路 香芝市穴虫二八六八番地ノ四、二八六九番地及び二八七一番地ノ一の各一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十月十九日郡土第三一二九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十八日郡土第三八九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十八日郡土第一一九号
開発区域に含まれる地域

三 生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目一一七〇番地ノ一、一一七〇番地ノ二、一一七〇番地ノ三、一一七〇番地ノ四、一一七〇番地ノ五、一一七〇番地ノ六、一一七〇番地ノ七、一一七〇番地ノ八、一一七〇番地ノ九及び一一七〇番地ノ一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区日本橋三丁目八番地ノ一九

西村建設 西村福司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町法隆寺一丁目一一七〇番地ノ一、一一七〇番地ノ二及び一一七〇番地ノ三

下水道 生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目一一七〇番地ノ一、一一七〇番地ノ二、一一七〇番地ノ三及び一一七〇番地ノ一〇の各一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十七年一月二十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十六年九月二十八日高土第一六一一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年一月十一日高土第六二六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年一月十一日高土第二五九号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市南道穂七二番地ノ一、七二番地ノ四、七二番地ノ五、七二番地ノ六、七二番地ノ七及び七二番地ノ八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市新庄一五一番地

株式会社イシイ 代表者 石井文雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市南道穂七二番地ノ四

下水道 葛城市南道穂七二番地ノ四の一部

監査委員公告

監 査 結 果 公 告

監 第 11 号

平成17年1月21日

奈良県監査委員 大 倉 潔

奈良県監査委員 中 嶋 實 男

奈良県監査委員 山 本 進 章

奈良県監査委員 中 野 雅 史

監 査 結 果

地方自治法第199条第4項及び7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

吉野高等学校 平成16年12月16日執行

通勤手当の認定について

(注意事項)

自動車で通勤する職員の通勤手当について、通勤距離・通勤経路の認定を誤ったため、2件28,000円の支給不足、2件28,000円の過払いが認められた。適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

保健環境研究センター 平成16年12月14日執行

奈良しごとiセンター 平成16年12月14日執行

畜産技術センター 平成16年12月16日執行

大宇陀高等学校 平成16年12月16日執行

上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

財団法人奈良県健康づくり財団 平成16年12月20日執行

会計事務処理について

(注意事項)

会計事務処理において、徴収金の出納責任者への引継及び領収書綴りの管理、一部物品の購入にかかるとする契約処理に不適正な事務が認められた。

今後は、財団会計規程に基づき適正に会計事務処理を行うべきである。

財団法人奈良県文化事業団	平成16年11月5日執行
財団法人奈良県農業振興公社	平成16年11月5日執行
財団法人奈良県解放センター	平成16年11月5日執行
財団法人奈良県中小企業支援センター	平成16年11月9日執行
財団法人奈良県万葉文化振興財団	平成16年11月11日執行
社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	平成16年11月11日執行
財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団	平成16年11月30日執行
社団法人奈良県肉用子牛価格安定基金協会	平成16年11月30日執行
財団法人奈良県林業基金	平成16年11月30日執行
財団法人奈良県交通遺児等援護会	平成16年11月30日執行
財団法人榎やか奈良支援財団	平成16年12月20日執行
財団法人奈良県食肉公社	平成16年12月20日執行

県が出資している上記の団体の事業は、所期の目的に沿って運営され、出納その他の事務についても、おおむね適正に処理されていると認められた。

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

